

## 事業報告書(様式)

## 1 借受・転貸状況

## (1)元年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	114	14
転貸面積(※1)	127	5
うち新規集積面積(※1)	68	—

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。  
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2: 過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したものと及び  
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3: 当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。  
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、  
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告したものととする。

## (2)累計(元年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	600
うち転貸面積(②)	581
うち新規集積面積	294
うち機構が管理している面積	19
うち作業委託で管理している面積	—
うち条件整備中の面積	—
転貸率②/①	97%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

## (3)遊休農地の借受・転貸面積(元年度)

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※2)
借受面積	36	1
転貸面積(※1)	32	1

※1:「転貸面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。

※2: 上記(1)の※2及び3と同じ。

2 転貸先の状況(令和元年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1) 地域内の農業者	206	115.6
① 認定農業者	71	49.9
うち個人	53	38.6
うち法人	18	11.3
うち企業		
うち農外から参入した企業		
② 認定新規就農者	27	15.7
③ 基本構想水準到達者	24	17.9
④ 今後育成すべき農業者	75	29.2
⑤ 認定農業者等以外の農外から参入した企業		
⑥ その他	9	2.9
(2) 地域外からの参入者	24	11.0
うち個人	19	4.0
うち法人	5	7.0
うち企業		
うち農外から参入した企業		
新規参入		
① 個人		
② 法人		
うち企業		
(1)+(2)の合計(※2)	230	126.6

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	2.3	3.0
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	1.5	1.6
1団地の平均面積	1.5	1.9

※1: 担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2: 経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

### 3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積 <sup>(※)</sup> (①)	38800	37500
担い手の利用面積(②)	9239	8213
担い手への集積率 ②/①	0.24	0.22

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

### 4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

### 5 経費等の状況(令和元年度事業分)

別紙(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録)のとおり

### 6 優良事例

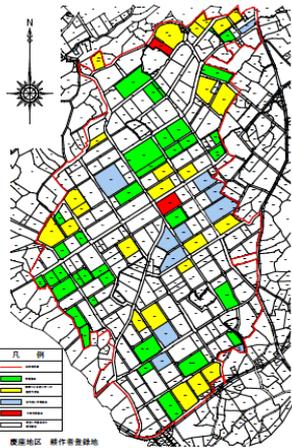
別紙のとおり

(別表)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
国頭村	24	23	1.0	606	199	0.33
大宜味村	17.5	17.2	1.0	272	50	0.18
東村	21.3	20.5	1.0	412	129	0.31
今帰仁村	0	0		827	159	0.19
本部町	6.2	6.2	1.0	603	72	0.12
名護市	18.2	18.2	1.0	1400	104	0.07
恩納村	0.3	0.1	0.3	338	52	0.15
宜野座村	2.8	2.8	1.0	493	125	0.25
金武町	34	33.9	1.0	295	65	0.22
伊平屋村	3.4	3.4	1.0	331	113	0.34
伊是名村	2.9	2.9	1.0	541	72	0.13
伊江村	0.1	0.1	1.0	1080	164	0.15
うるま市	26.4	23.6	0.9	971	105	0.11
沖縄市	2.6	2.6	1.0	97	33	0.34
読谷村	7.4	7.2	1.0	759	138	0.18
北中城村	0.2	0.2	1.0	72	3	0.04
中城村	2.5	2.5	1.0	269	19	0.07
西原町	7.1	6.6	0.9	132	19	0.15
豊見城市	0.3	0.3	1.0	268	55	0.21
糸満市	10.9	10.4	1.0	1450	175	0.12
八重瀬町	8.8	8.8	1.0	972	122	0.13
南城市	49.2	43.4	0.9	1330	81	0.06
南風原町	1.8	1.8	1.0	175	11	0.06
与那原町	0.2	0.2	1.0	35	4	0.12
久米島町	29.3	29.2	1.0	1710	452	0.26
粟国村	0	0		132	30	0.23
北大東村	0	0		542	476	0.88
南大東村	5.9	5.9	1.0	1830	1162	0.63
宮古島市	112.8	108.7	1.0	10600	1200	0.11
多良間村	0.3	0	0.0	988	360	0.36
石垣市	117.1	116.4	1.0	5300	1637	0.31
竹富町	75.4	74	1.0	1990	790	0.40
与那国町	10.8	10.8	1.0	511	38	0.07



協力金の活用方法	地域集積協力金	【平成 年度】	【平成 年度】
		※該当無し	
	【協力金活用方法】	※該当無し	
	経営転換協力金	【平成 年度】	【平成 年度】
		※該当無し	
	耕作者集積協力金	【平成 年度】	【平成 年度】
		※該当無し	

農地利用図	機構活用前(H30年)	機構活用後(R1年)
	 <p>農地A (A氏)</p> <p>いずれも遊休農地であった</p>  <p>農地B (B氏)</p>	 <p>(赤色) 今回支援農地 (黄緑色) 賃借農地 (黄色) 機構による担い手への転貸予定地 (水色) 自作担い手農地 (白色) 非担い手農地及び遊休地</p> <p>※取組中</p>

現場写真等	 <p>八重瀬町</p> 	<p>※図は町HPより引用</p>  <p>慶座地区</p>	
-------	---	---	--

関係機関・団体等	中心的機関・人物	八重瀬町
	各機関の役割分担	<p>①八重瀬町 農地耕作条件改善事業、農業次世代人材投資事業(準備型・経営開始型(予定))、新規就農一貫支援事業(予定)の取りまとめ(ソフト事業・ハード事業間の調整、進捗管理等)担い手(新規就農者)への農地のマッチング</p> <p>②八重瀬町与座公民館 農地所有者及び耕作者への連絡調整等</p> <p>③沖縄県 前出の補助事業による支援</p> <p>④沖縄県農業協同組合(JAおきなわ:JA玉城後継者育成施設) JA独自による新規就農者研修事業による支援</p> <p>⑤沖縄県農地中間管理機構(公益財団法人沖縄県農業振興公社) 農地中間管理事業規程の見直しで、町農林水産課長推薦による新規就農者(見込み者を含む)への優先配慮での農地転貸支援</p>

取組内容	
	<p>取組 (誰が、誰に対してどういう目的で何を行ったかを明確に記載してください。)</p>
取組時期 (H.O.O)	
(R1年6月)	八重瀬町主催による農地耕作条件改善事業(慶座地区)の地域説明会を与座公民館で開催。農地バンクも出席し、農地中間管理事業のメリット等について、参加者(農地所有者・耕作者)に対し説明を行った。その際に、耕作者が決まっていない遊休農地があり、農地所有者の1名が当該事業の活用を希望したことから、今後の担い手集積の材料とした。
(R1年7月)	借受希望者(R1.6.30受付分)の中から複数名の担い手を選考し、借受者選定会議を行い貸付予定者A氏・B氏が選定された。
(R1年8月)	<p>【新規就農者A氏】 農業次世代人材投資事業(準備型)の受給者でR1年9月まで認定農業者(先進農家)の下で研修をしており、研修終了直後となるR1年10月には農地が転貸出来るよう、機構事業規程の新規就農見込者への優先配慮(町農林水産課長推薦)による未来始期での農地転貸を進め、8月の機構審査会で語った。 ※現在は認定新規就農者となっている。</p> <p>【新規就農者B氏】 農業次世代人材投資事業(準備型)の受給者でR1年6月までJAの後継者育成施設で研修をし、R1年7月には認定新規就農者となる。R1年10月には農地が転貸出来るよう、機構事業規程の認定新規就農者への優先配慮による未来始期での農地転貸を進め、8月の機構審査会で語った。</p>
(R1年10月)	農業研修終了後すぐに就農開始できるよう関係機関で連携し取り組んだことにより、予定通り10月25日付で権利設定をすることができた。
(今後の取組)	新規就農者A氏とB氏は、今後、新規就農一貫支援事業(補助事業)により、施設を導入する予定となっている。当該地域は県内有数のピーマン産地であり、近隣にもベテラン農家がピーマン栽培を行っているため、今後の新規就農者の成長が期待されている。
具体的内容	<div style="text-align: center;"> <h3>6事業を活用した総合的な新規就農支援モデル</h3> </div>
取組の概要・ポイント	<p>農地が渡りにくいとされる新規就農者に対し、農地バンクをはじめとする関係機関の連携により優良農地を確保し、定着につなげるための補助事業等の導入など、切れ目のない就農支援をすることができ、今後の支援モデルとなった。同時に遊休農地の解消にも繋がっている。</p> <p>単なる新規就農者の農地確保ではなく、新規就農者を育成しつつ農地を確保し、最終的には施設導入といった生産性の向上を図るための総合的な新規就農支援は、今後地域のモデルとなり波及効果が期待できる。</p> <p>【活用した(する)6事業】 ①農地中間管理事業、②農業次世代人材投資事業(準備型)、③JA独自の新規就農研修事業 ④農地耕作条件改善事業(実施中)、⑤新規就農一貫支援事業(予定)、⑥農業次世代人材投資事業(経営開始型)(予定)</p>
取組の成果	<p>地区内農業の変化</p> <p>活用可能な6つの事業による新規就農者支援を総合的に取り組んでいる。新規就農者の効率的な就農とイニシャルコストの低減に寄与していると思われる。 次は新規就農一貫支援事業による施設導入を計画しており、当該新規就農者2名の今後の活躍が期待される。</p>
	<p>出し手・受け手の声</p> <p>【出し手】 地域の若者が農業に興味をもち頑張る姿は素晴らしいこと。また、非農業者にとって農地を有効活用してもらえることは嬉しい。今後、農地を周りながら就農者へ声かけし応援したい。</p> <p>【受け手】 流れよく農地の取得ができ、更にハウス導入等の支援を受けることができたので良かった。経営力を高め、今後も規模拡大に取り組みたい。また、今後は農地耕作条件改善事業による農道整備により、粉じん被害が防止され、安心した農産物の生産と出荷時における懸念払拭(土埃等による汚れ防止、荷崩れ痛み防止)が期待できるため今後の農業経営をする上でのモチベーションが高まる。</p>